

第77回人権週間 人権なんでも相談所の開設について

12月4日から10日までの1週間は「人権週間」です。

国際連合は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに、これを記念する行事を実施するように呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月4日からこの人権デーまでの1週間を「人権週間」と定め、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を、全国で実施しています。

山形県内においても、人権週間の期間中、県内各地で「人権なんでも相談所」を開設し、「あなたの街の相談パートナー」である人権擁護委員が、いじめ、虐待、パートナーからの暴力、近所のトラブルなどの人権問題に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は守られます。土曜日に開催される相談所もありますので、平日ご利用になれない方は、是非この機会にご利用ください。



人権週間ポスター

(PDF 形式)

▶ [県内の相談所はこちら](#)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん